

八街市地域公共交通協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八街市地域公共交通協議会規約第13条第4項の規定に基づき、八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、八街市総務部企画政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、八街市総務部企画政策課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、八街市において定められている公文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、八街市において定められてい

る公印の取扱いの例による。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年 6月30日から施行する。

(八街市地域公共交通協議会事務局規程の廃止)

2 八街市地域公共交通協議会事務局規程(平成24年9月19日施行)は、
廃止する。

別表

名 称	形 状	書 体	寸 法	用 途	個 数	管 理 者	
八街市地域 公共交通協 議会会長の 印	<table border="1"><tr><td>会 通 域 八 長 協 公 街 之 議 共 市 印 会 交 地</td></tr></table>	会 通 域 八 長 協 公 街 之 議 共 市 印 会 交 地	古印体	24×24	会長名 をもつ て発す る文書	1	事務局長
会 通 域 八 長 協 公 街 之 議 共 市 印 会 交 地							